

ロープアクセス技術安全管理指針

ロープアクセス技術協会

第 1. ロープアクセス技術は、その運用方法を間違えると、墜落に伴う深刻な事故に直結する。そのため、ロープユーザーは確実な安全管理を行わなくてはならない。

安全管理は、装備の保守管理からロープユーザー自身が装着する装備の運用、ロープの配置方法、場面に応じたロープユーザーの動作など多岐にわたる。

本指針は、ロープアクセス技術における安全管理体制の確立、安全管理のための具体的方策及び事故発生時の対応方法等について、指針を示すことにより、適切なロープアクセス技術安全管理を推進し、安全なロープアクセスの提供に資することを目的とする。

第 2. 教育

ロープアクセス技術を使用する者はロープアクセス技術講習またはスタンダード SRT 講習を受講し、習得しなければならない。

第 3. 立ち入り規制

ロープアクセス技術を使用する現場においては、ロープユーザーが活動する範囲の下に立ち入り禁止区域を設けて、ロープユーザーからの落下物が第三者に被害を及ぼすことを防止しなくてはならない。

またロープユーザーが活動する範囲の上にも立ち入り禁止区域を設けて、ロープユーザーへの落下物を防止しなくてはならない。

もし、立ち入り禁止措置を行うことができない、または決して落下物を発生させてはならない状況であれば、ロープアクセス技術を使用してはならない。

第 4. 下見

ロープアクセス技術使用時には素早い緊急脱出が難しいため、ハチの巣などの有害生物の有無をあらかじめ確認することが望ましい。

第 5. 装備の保守管理

- ・ 繊維系装備は製造から 10 年以内か。
- ・ 繊維系装備やヘルメットは、日光（紫外線）を防いだ風通しの良い冷暗所で保管しているか。
- ・ 高所（2～3m 以上）から落とした金属製ギアはその都度廃棄しているか。
- ・ 酸性溶液や溶剤に侵蝕された繊維製装備はその都度廃棄しているか。
- ・ 摩耗、破損したギアは廃棄しているか。

第 6. 装着装備

- ・適切な服装か。(化繊の下着、長袖長ズボン、気温や天候にあわせたレイヤーやシェルの着用など)
- ・適切なヘルメットを正しく被っているか。
- ・長髪や髭、バンダナなど下降器に巻き込まれる可能性のあるものが適切に収納されているか。
- ・使用するロープアクセス装備は適切なものか。(CE、UIAA、EN、NFPA などの規格を通ったものか？ オモチャのカラビナを使っていないか？)
- ・ハーネスは正しく装着されているか。(レッグループが振れていないか)
- ・φ6 mm程度 3m 程度の予備コードを携帯しているか。(ギアの紛失、レスキューなどに対応するため)
- ・金属ギアの摩耗・損傷がないか。(チェストアッセンダーのボトムホールや下降器ボビンの押し挟み部分など)
- ・ハーネスの損耗・劣化がないか。(ウエストベルトのメインアタッチメント接続部など)
- ・カウズテイルの損耗・劣化がないか、またキャプティブが正しく装着されているか。

第 7. リギング装備

- ・使用するロープアクセス装備は適切なものか。(CE、UIAA、EN、NFPA などの規格を通ったものか？ オモチャのカラビナを使っていないか？)
- ・ロープに損傷がないことを当日始業前に確認したか。
- ・ロープバッグにロープを収納する際にロープ末端にストッパーノットを作ったか。
- ・リギング補助ギア(カラビナ、デイジーチェーンなど)に摩耗、損傷がないか。

第 8. リギング

- ・支点に対して仮荷重テストを行って合格したか。
- ・支点は複数点設けているか。
- ・ノットは正しく結束されているか。
- ・ハンガーは荷重許容方向に適合した種類のものを使用しているか。
- ・アンカーシステムの構築に不備がないか。(ロープの角度が許容される角度内に収まっているか、ロープに必要以上の弛みがないかなど)
- ・アンカーシステムの構築にあたり、常に 2 重の相互補完体制を採用する。
(アンカーの脱落、カラビナの破断、補助スリングの切断、ノットの結び間違いなど、どこか一つが壊れたり間違えたりしていても、他方もう一点で補完されるように構築しなければならない)

- ・ロープアクセス使用時には、下降中を除いて常に2点以上の確保点が取得されているか。
- ・下降開始時に二重の安全確認を行っているか。(下降器荷重時確認と下降器運用時確認)
- ・支点よりも上方に進入するなど、フォールファクターが1以上になる状況になっていないか。
- ・ロープが岩角に擦過する場所には中間セットを構築してロープの擦傷を防いでいるか。(リビレイ、ディビエーション、プロテクターなど)
- ・中間セット支点に対して仮荷重テストを行って合格したか。
- ・中間セットの構築方法は適切か。(リビレイの弛みは60 cm程度に調整されているか、ディビエーションにおけるメインロープの開き角は120°以上になっているか、プロテクターの設置方法によるロープからの除荷重の可否を認識しているかなど)
- ・中間セットの通過方法は適切か。(リビレイの登り通過時にカラビナの中に指を入れていないか)

第9. 上下の位置関係の禁止

- ・同じ現場内において、複数人でロープアクセスを行う場合、落下物が当たる可能性のある上下関係になってはならない。

下降時には最下部のロープユーザーが、登高時には最上部のロープユーザーが、行動を停止して他のロープユーザーと上下関係にならないよう行動する。

- ・やむをえず上下関係になって業務を行う場合には、無線で密な意思疎通を行って行動すること。(上方のロープユーザーに対して、下方侵入に対する予告、許可申請を事前に無線で行うこと。上方侵入についても同じ。)

第10. 事故発生時の対応

事故が発生した場合を想定し、予め緊急時の連絡先や周辺の医療施設の情報を収集しておく。事故が発生した場合には、必要に応じて、レスキュー等の対応を行い、速やかに医療機関を受診する。

第11. ロープアクセス実施における安全管理チェックリスト

上記、第2～9項について、安全管理に関するチェックリストを付表に示す。